割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の２の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の３において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第７条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成21年７月１日　　九州経済産業局長　橘高　公久

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の３において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成21年８月31日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成21年８月31日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
有限会社ひろなか友の会	福岡県直方市津田町３番２号	平成21年６月15日

記

あて先　〒812―8546　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号
九州経済産業局産業部消費経済課
電話　092―482―5460

様式

申　　出　　書

九州経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第７条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列５番とすること。

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年７月１日　　経済産業大臣　二階　俊博

名　　称	すみしんライフカード株式会社
本店の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
登録番号	関第142号
営業廃止年月日	平成21年４月１日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月１日

近畿地方整備局長　木下　誠也

１　処分をした年月日　平成21年６月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　村本建設株式会社
村本　吉弘　奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11―１　国土交通大臣許可（特―17）第3925号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「水道施設工事業に関する営業」とは、注文者から水道施設工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成21年７月２日から平成21年９月29日までの90日間
４　処分の原因となった事実　同社社員は、奈良県天川村長と共謀の上、平成19年11月12日に入札を予定していた同村発注の「中央簡易水道施設整備工事（１工区、２工区及び３工区）」の指名競争入札に際し、同社に当該工事を落札させるため偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。また、同社社員は、職務上不正な行為をしたことに対する謝礼の趣旨の下に、同村長より金員を供与する事を要求され、賄賂の約束をし、これに基づき平成20年８月８日ころ、同村長に現金を供与した。

これらにより、平成21年４月１日に奈良地方裁判所において、刑法第96条の３第１項（競売入札妨害）及び同法第198条（贈賄）により懲役２年（執行猶予３年）の有罪判決があり、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１８９号
盛岡市中ノ橋通１丁目４番６号
申立人　盛岡信用金庫
本籍岩手県遠野市上組町１番、最後の住所岩手県遠野市上組町１番13号、死亡の場所岩手県遠野市、死亡年月日平成20年12月10日、出生の場所岩手県遠野市、出生年月日昭和42年12月１日、職業不明
被相続人　亡　昆野　勝士
事務所盛岡市本町通２丁目１番37号　藤沢ビル１階　藤田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤田　治彦
盛岡家庭裁判所遠野支部

平成２１年（家）第２０２号
埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目16番58号
申立人　国
本籍埼玉県入間市大字上藤沢840番地５、最後の住所埼玉県所沢市狭山ヶ丘２丁目64番地の19、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成20年３月６日、出生の場所東京府北多摩郡立川町、出生年月日昭和12年５月12日、職業運送業
被相続人　亡　新井　靖夫
事務所埼玉県所沢市久米603―１　アスカビル301号
相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄
さいたま家庭裁判所川越支部